

～土砂災害に備えていただくために～ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

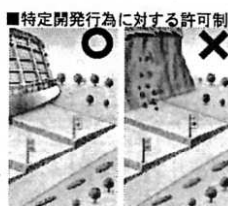
○県では、土砂災害“特別”警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定に向けた調査を実施し、青葉区の基礎調査結果を令和2年11月下旬に公表しました。

災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、...

1. 特定開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造規制
3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置
4. 宅地建物取引における措置



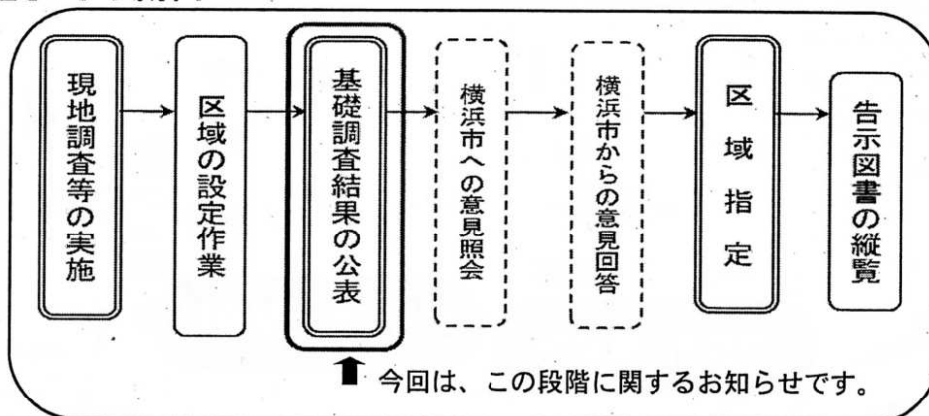
●基礎調査結果の閲覧方法

基礎調査結果（区域図(案)）は、【神奈川県土砂災害情報ポータル】で閲覧できます。その他、横浜川崎治水事務所、県庁砂防海岸課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口でも、閲覧することができます。 [神奈川県土砂災害情報ポータル](#)  検索 で検索
閲覧場所の所在地については、裏面に掲載しています。

●土砂災害防止法の概要などの資料の掲載場所

土砂災害防止法の概要などの資料は、【横浜川崎治水事務所のホームページ】に掲載しています。 (URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/index.html>

●区域指定までの流れ



●問合せ先

○なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ観点から、基礎調査結果の公表後に予定していた住民説明会の開催は中止しました。

神奈川県横浜川崎治水事務所
工務部 急傾斜地第一課 電話:045-411-2520
8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
[横浜川崎治水事務所](#)  検索 で検索

基礎調査結果（区域図(案)）の閲覧場所

横浜川崎治水事務所

急傾斜地第一課

所在地：〒220-0073

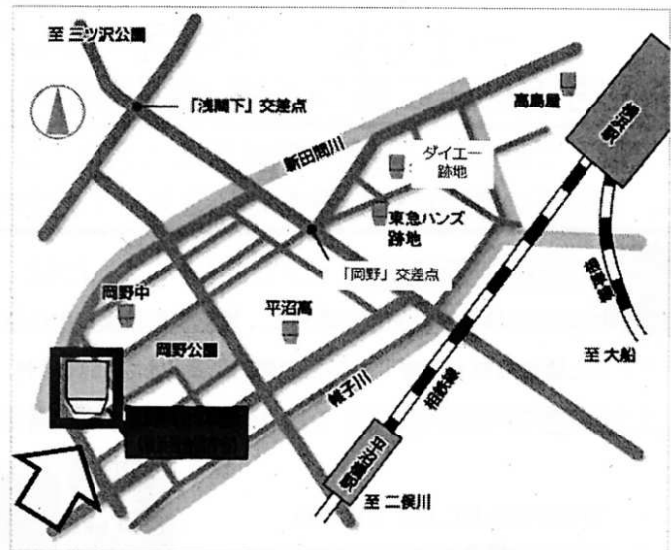
横浜市西区岡野 2-12-20

横浜西合同庁舎 4 階

電話：045-411-2520

横浜駅西口から徒歩 17 分

相鉄線平沼橋駅から徒歩 8 分



横浜市役所 建築局 企画部

建築防災課（6月22日に新庁舎移転）

所在地：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

新庁舎 25階

電話：045-671-2948

みなとみらい線 馬車道駅

1C 出口直結

JR・市営地下鉄 桜木町駅から

徒歩約 3 分

県庁 県土整備局 河川下水道部

砂防海岸課

所在地：〒231-8588

横浜市中区日本大通1

新庁舎 11 階

電話：045-210-6511

JR/市営地下鉄 関内駅から

徒歩約 10 分

みなとみらい線 日本大通り駅

県庁口出口からすぐ

